

一関地区広域行政組合行政手続法施行細則

平成18年4月1日

一関地区広域行政組合規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(法の実施)

第2条 法の実施に関しては、一関市行政手続法施行細則（平成17年一関市規則第6号）を準用する。この場合において、同規則中「一関市長」及び「市長」とあるのは、「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。